



第1問 答案用紙  
(企業法)

問題1 1. 本件契約は取締役会の決議を経ることなく、Bの独断で行われたものでありますが、他の取締役の承認を得ていればBが甲会社の代表取締役に適法に選任されたといえるか問題になります。

2. 甲会社の株主はAから適法に株式を譲渡されたBのみです。ここで一人会社においては唯一の株主の判断が株式会社の意思と合致することに加え、一人で会社の定款を変更することも可能であるので、株主総会の決議が成り立ちます。

3. 本件規定において代表取締役を株主総会の決議により定めることができると記載されているのでBは甲会社の代表取締役に適法に選任されたといえるため、甲会社の代表権を有してこのことが成ります。

4. 株式会社において多額の借財を行うには取締役会の決議が必要とされていますが、本件契約では取締役会の決議を経ているため、本件契約の効力が甲会社に帰属するかが問題となります。(362条4項2号)

5. まず、多額の借財の定義は一律に定められておらず、会社の状況や規模により異なるものとされています。

6. 本件契約は200万円の借入であり、1,000万円以下であるため、取締役会の決議が不要であることが4. 額の借財には該当しない。したがって、本件契約は代表取締役の業務執行として甲会社に帰属する。

問題2 1. 今回の件では発行済株式の全てを所有するBが株主総会を適法に開催し、取締役Cを解任しているが、この場合Cは甲会社に対してどのような請求を行うことができると問題となります。

2. 会社法においては正当な理由なく取締役を解任した場合には、残りの任期において受け取れたはずの額を提案として請求できることになっています。この趣旨としては解任の理由が本人の責めに帰すべきことで経済的・社会的に不利な結果を生じたことと認められ、立場を不安定にさせることを防ごうとする趣旨です。(339条1項、理)

3. 今回の件でCが解任された理由はBの個人的な逆恨みであり、正当な理由はないと判断できます。

4. したがって今回の件でCは甲会社に対して残りの任期で受け取れなかったはずの経済的利益を受けとることを請求できます。



第2問 答案用紙  
(企業法)

問題1 1. 丙会社のB事業に関して債権を有していた債権者が本件新設分割によりB事業の移転に伴って丁会社に債権が移転した債権者であり、本件新設分割後に丙会社に対して債務の履行を請求できたり債権者は本件新設分割に対して異議を述べることができたり。(810条1項2号)

2. これらの異議を述べることができたり債権者は個別に債権の移転手続きが行われていないにも関わらず、新設分割後の会社に債務を移転させたりすること、債務の履行に関して不確定な地位に置かれたことになり、そのために会社法ではこのように債権者を保護すべく、分割会社にその債務の履行を請求できるように定めたり。

問題2 1. Aは元々丙会社のB事業である一般医薬品の服薬により、体調異変が生じ、損害が発生している。Aは丙会社に対して損害賠償請求を行っていたが、現在の事業は丁会社に移転しているが、この場合丙会社に当該請求を行えるか問題になる。

2. 今回の場合は丙会社が製造した医薬品により体調異変を起していること、当該体調異変の原因は当該医薬品に混入した異物であり、これは丙会社の責めに帰すべき原因であること、Aが受けた損害は丙会社の不法行為により生じた債務と同一であること、本件により生じた債務は丁会社に帰属すべき債務ではないこと、Aの保護を図ると共に、当時B事業を有していた丙会社には損害賠償請求に応じる必要があったため、Aは丙会社に当該請求を行えることになり。(810条1項2号)

4. また、当該請求により丙会社に損害が生じた場合には丙会社の役員等の責任が問題になる。

5. 今回の異物混入に対して丙会社に責任があったことになり、役員等に過失はありと考へられる。また、当該過失はAに生じた損害と相当程度関連があるため、役員等に任務懈怠が認められた場合には丙会社の役員等は423条1項の責任を負い、責任が認められた役員等で連帯して当該請求により丙会社に生じた損害を賠償することになる。(430条)